



# 鹿児島県護憲平和 フォーラム情報

NO—18 2012.10.31

発行：鹿児島県護憲平和フォーラム E-mail:kenheiwa@bronze.ocn.ne.jp  
連絡先：鹿児島市鴨池新町5-7 TEL 099-252-8585 FAX099-258-4560



## 尖閣諸島の領有権問題について

鹿児島県護憲平和フォーラム  
代表 田代 正一

今から33年前の1979年5月31日付『読売新聞』に「尖閣問題を紛争のタネにするな」と題する社説が掲載されており、そこには次のような記述がある。

「日本が尖閣諸島の魚釣島で進めている開発調査に対し、中国外務省が公式に遺憾の意を表明するとともに、善処を求めてきた。この遺憾表明は口頭で行われ「日本の“行為”は法的価値を持つとは認めない」と中国側の立場を明確にしながらも、厳しい抗議の姿勢ではなく、繰り返し大局的な配慮を要望したという。事をあら立てまいとする中国の姿勢がうかがわれるが、わが国としてもこの問題を日中の“紛争のタネ”に発展させないよう慎重な対処が必要だろう。尖閣諸島の領有権問題は、1972年の国交正常化の時も、日中平和友好条約の調印の際にも問題になったが、いわゆる「触れないでおこう」方式で処理されてきた。つまり、日中双方とも領土主権を主張し、現実に論争が“存在”することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つことで日中政府間の了解がついた。それは共同声明や条約上の文書にはなっていないが、政府対政府のれっきとした“約束ごと”であることは間違いない。約束した以上は、これを順守するのが筋道である。鄧小平副首相は、日中条約の批准書交換のため来日した際にも、尖閣諸島は「後の世代の知恵にゆだねよう」と言った。日本としても、領有権をあくまで主張しながら、時間をかけてじっくり中国の理解と承認を求めて行く姿勢が必要だと思う。(中略) 尖閣諸島の周辺海域では、いずれ遠くない時期に海底資源を調査開発しなければならなくなる。“小さな岩”で争うよりも、こうした遠大な事業で日中両国が協力する方向に、双方の雰囲気を高めて行くことが大事だ。もしこれが成功すれば、とかくこじれがちな領土紛争に、よき解決の先例を国際的にもつくることになる」と。

尖閣領有権問題について、日中両政府は「棚上げ措置」を尊重し、漁業活動については日中漁業協定に基づく運用を行ってきた。これを変更したのは2010年6月に発足した菅内閣である。尖閣に領有権問題が存在しないことを閣議決定し、尖閣海域の警備については漁業協定準拠から国内法準拠に変更した。この運用変更により同年9月に中国漁船と海保巡視船の衝突事故が発生、その模様を録画したビデオが繰り返し放映され、「中国人の狼藉ぶり」が改めて国民に刷り込まれた。その直後に沖縄知事選が実施されたのである。

日本政府は1895年に尖閣を無主地として領土に組み入れたとしているが、中国側は明の時代にすでに尖閣を領土に組み入れていたと主張している。日本が領土に組み入れた際、尖閣は無人島の状態にあったが、無人島の状態にあることが直ち

「触れないでおこう」方式で処理されてきた。つまり、日中双方とも領土主権を主張し、現実に論争が“存在”することを認めながら、この問題を留保し、将来の解決に待つことで日中政府間の了解がついた。それは共同声明や条約上の文書にはなっていないが、政府対政府のれっきとした“約束ごと”であることは間違いない。約束した以上は、これを順守するのが筋道である。鄧小平副首相は、日中条約の批准書交換のため来日した際にも、尖閣諸島は「後の世代の知恵にゆだねよう」と

日本政府は1895年に尖閣を無主地として領土に組み入れたとしているが、中国側は明の時代にすでに尖閣を領土に組み入れていたと主張している。日本が領土に組み入れた際、尖閣は無人島の状態にあったが、無人島の状態にあることが直ち

日本政府は1895年に尖閣を無主地として領土に組み入れたとしているが、中国側は明の時代にすでに尖閣を領土に組み入れていたと主張している。日本が領土に組み入れた際、尖閣は無人島の状態にあったが、無人島の状態にあることが直ち

に無主地先占の要件を満たすわけではない。1943年のカイロ宣言は「日本が清から奪った領土を中国に返還する」ことを定めており、日本が敗戦時に受け入れたポツダム宣言はカイロ宣言の履行を

求めている。中国は尖閣諸島がこの規定に該当するものと主張する可能性がある。この意味で、日本の領有権主張が客観的に無条件に容認される情勢にはないことを私たちは知っておく必要がある。

## 『全国被爆二世交流会』開催が実現！

(鹿児島県原爆被爆二世の会 大山正一)

### 被団協全国代表者会議が開催

10月3日、被団協全国代表者会議に合わせ18時から、「全国被爆二世交流会」（二世27名を含む70名余りの参加者）で開催されました。これは以前より日本被団協に対し、「全国に被爆二世組織化を」訴えていたことが実現したものです。この実現に向けては9月6日、第1回「二世委員会」が開催され、日本被団協内の委員会の一つとして、被爆者6名と二世（東京・神奈川・広島・福岡・長崎・鹿児島）6名の計12名で、①被爆体験と実相の継承②被爆者運動の担い手としての二世の役割③二世の医療・福祉など援護問題を柱とする活動方針も話し合われていました。



交流会では、開会挨拶で、被団協事務局次長の中村雄子二世委員会委員長が、二世委員会の出来た経緯・交流会の意義を説明。黙祷を行なった後、被団協岩佐幹三代表委員が「被爆者の後継者として、運動や組織を支え、二世としての運命を歩んで欲しい」と挨拶があ

りました。引き続き、被団協田中熙巳事務局長がスライドを用いて「被爆者運動50年のあゆみ」を解説されました。その後二世委員12名を紹介し、二世の委員としての思いや各県での活動の状況が発表され、引き続き二世参加者の自己紹介も行いました。数名の方から自分なりに活動している現状や、健康不安・福島の被災者との関わり・被爆者の話を聞くなど活発な意見が出されました。2時間と言う限られた時間のため、全員の発表とはなりませんでした。

### 政府への要請行動も行われる

5日には、初めて二世も交えた政党要請・厚労省要請・経産省要請を行いました。二世組織も多くなり活動も活発化していく中、二世の思いの本心が何処にあるのか、今後の二世委員会活動のあり方が問われていくと思われます。

### 今後の課題の克服を！

併せて、全国二世協（職域を主著する）との連携をいかにしていくか、いくつかの課題







## オスプレイ沖縄配備に沖縄の思いと怒りを玉城 県議が訴える！

### —米兵の女性強姦事件に怒り—



この集会には、沖縄の「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会」の玉城義和事務局長（沖縄県議会議員）に参加いただき、沖縄でのオス

プレイ

（玉城義和県議）配備撤回に向けたたたかいを報告いた

できました。

その中で10月16日起きた、二人の米兵による女性強姦事件に触れ、「又もや強姦事件が起きた、基地があるがゆえに繰り返される」「沖縄県民の怒りは限界にきている」「全国でこのような集会を開催し米政府に基地撤去と日米地位協定の見直しを迫る闘いをひろげたい」「日本政府はアメリカの言いなりでなく、ちゃんと沖縄の声を伝えて欲しい」と訴えました。続いて、鹿児島市労連青年女性部の切通（市船舶労組）さんが、抗議文を読み上げ集会参加者全員で採択し、平山代表の音頭で団結頑張ろう！を三唱しました。



### 『抗議文』は日米両政府へ郵送

その後デモ隊長の木場市労連青年女性部副部長（都市交青年部長）がシュプレヒコールを行いデモ行進に出発しました。デモは、参加者にキャンドル（コップにロウソクを灯し）を配り、みなと大通り公園から高見馬場交差点まで約2キロを行進し、市民にオスプレイ

配備撤去と馬毛島へのFCLP移設反対を訴えました。集会で採択された『抗議文』は10月22日、「野田首相」、「森本防衛大臣」、「ジョン・V・ルース駐日アメリカ大使」へ郵送しました。

## 県内各地で「10.21 国際反戦デー」の集会・学習会を開催

オスプレイの配備に反対する集会は、県内の数カ所で開催されました。奄美ブロックでは、鹿児島ブロックと同日（19日）集会とデモを開催し、約200人が参加しています。

大隅ブロックは、21日、海上自衛隊鹿屋航空基地ゲート入口で、「反戦・反核・平和運動をすすめる大隅市民の会」と連携し、30人結

集するなかで抗議集会を開始しました。

熊毛ブロックでは、10月24日、西之表市で集会を開催し90人が結集しデモも開催しました。そして翌日（25日）屋久島では、野呂正和鹿児島県護憲平和フォーラム副代表が講師となり、学習会を開催し30人が結集しています。

## 『2012 ベトナムアンサンブルコンサート in 南さつま』

〔ベトナム〕枯葉剤爆弾被害者支援 “チャリティコンサート”

10月15日南さつま市加世田「いにしへホール」に300人余の市民が参加して開催されました。普段は馴染みのうすいベトナムの民族舞踊や音楽、また長い間ベトナムの民族の間に伝承されてきた珍しい楽器の音色とともに、素朴でどこかで触れたような温かい気持ちにさせられ秋の夜長を満喫していただきました。

(新田和哉実行委員長)



開演に先だって新田実行委員長（南薩ブロック護憲平和フォーラム議長）は、あいさつで「今回のチャリティーコンサートは“枯葉剤被害者支援”で、『子どもたちの未来に光が見える』行動の一環としてのとりくみ」であることを訴え、あわせて公演会場となった南さつま市・同市教育委員会、平和フォーラム・連合そして日本ベトナム平和友好連絡会議・鹿児島支部などの協賛・後援をいただくなどして開催できたことにあつい感謝の言葉が述べられました。

公演は片平由美子さん（南薩地区教員）の司会進行でスタート、オープニングは「舞踏／フェ宮廷踊り」が披露され、1部は「ベトナム民族楽器の調べ」と題して、「ダンバウ」（一弦琴：ベトナムでは最も人気のある楽器で、独特の音色）による演奏：“LEN NGAN”（段々畑）はベトナム山岳地帯で畑仕事にでかける妻が、戦地にいる夫を思い出し米作りに精出す様子を



(ベトナムアンサンブルコンサートのメンバー)



奏で、「トルン」（竹琴）ではかるやかな音色で、これがベトナムと表現してくれました。

2部は「チンコンソンの世界」へと歌と演奏が続き、ベトナムの著名な作曲家チンコンソンの名曲が披露されました。

ギター演奏はグエン・テ・ビンさん（片腕の奏者）が、“悲しい石の時”という子守唄を演奏しました。

最後は「ノンラとアオザイの舞」“ベトナムの心象風景”を笠（ノン・ラという）とアオザイで着飾り「ベトナムの心」を謳歌していただきました。

「ウヘン素晴らしかった！」「楽しい時間を過ごさせていただいた」「珍しい楽器と音色にウットリ！」などなどロビーの実行委員への感謝とねぎらいに、実行委員一同ホッとした瞬間でした。

会場ロビーでは、「枯葉剤被害実態の写真パネル」展示、ベトナム独特の小物入れや刺繍入りのハンカチ・「刺繍絵」の展示・販売もされました。売上金の益金と「カンパ箱」に寄せられた寄附金は全てJVPF日本ベトナム友好連絡会議を通じて現地に届けられます。

公演の後、会場を移して実行委員の皆さんと公演者それにベトナムからの留学生を交えて交流が持たれました。なおロビーでの「カンパ箱」に寄せられた金額は27,582円でした。尚、今回の公演では、鹿大のベトナム留学生10名ほどの皆さんの国際連帯のご協力もいただきました。ご協力ありがとうございました。

## 消費税増税法案の撤回・不公平税制是正を！ —反消費税増税講演会を開催—

10月24日、鹿児島市よかセンター8階ホールで「今なぜ消費税増税か！？正せ不公平税制！」と題し、鹿児島大学法科大学院教授・伊藤周平さんを迎えての講演会が、実行委員会主催（社民党、鹿児島ブロック護憲平和フォーラム後援）で開催されました。

冒頭、実行委員長の平山貴久さんより「民主党政権は国民生活が第一と掲げて政権をとったが、もはやそのマニフェストを投げ捨てた。原発再稼働反対やオスプレイ反対の声も聞き入れない。これは逆進性の高い消費税増税で国民を苦しめる姿と同じです。今日の伊藤さんの講演で私たちの求める社会のあり方を検討していただければと思います」と挨拶（以下、講演要旨です）

### 問題の所在—社会保障・税一体改革関連法の成立



2012年2月17日、野田民主党政権は、2014年4月に消費税率を8%、2015年10月に同10%に引き上げることなどを内容とする「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しま

した。それにもとづき、同年3月30日、消費税増税2法案を、子ども・子育て関連3法案や年金制度改革法案などとともに社会保障・税一体改革関連法案として通常国会に提出しました。この法案、わたしは仕事であるので読みましたが、大概の方は一分で眠気がくるしろものです。それほど難解で面倒な法案です。

ご承知かとおもいますが、この4月から法人税は引き下げられています。年間一兆円を超す減税になります。この一方、消費税を上げるということなのです。なお、法人税引き下げは「所得税法等の一部を改正する法律案」に含まれるという巧妙さです。

おそらく民主党・自民党・公明党の議員の多くは、この膨大な法案に目を通すことなく、賛成票を投じたのだらうと思います。

#### 社会保障改革の動向

##### ・子育て支援について

成立した子ども・子育て関連法にもとづく支援制度の目的は、政府やマスコミが宣伝している幼保一体化や待機児童の解消というより、増え続ける保育需要に対して公費をなるべく支出しないで対応できる仕組みを、つまり市場化することにより、市町村が保育の実施義務を負っている現在の保育制度を解体するものにほかなりません。民主党マニフェストの目玉であった「子ども手当」も実質廃止されました。

##### ・医療・介護について

#### (1) 医療制度改革の動向

医療制度改革については、高額療養費の見直しなどによる負担軽減と合わせて併せて受診時の定額負担制度の導入が検討されていましたが、一体改革には盛り込まれませんでした。しかも高額医療費軽減策は財源確保が難しく年収300万以下の世帯に限ったものとなりました。

#### (2) 介護保険制度改革の動向

介護保険も「介護の社会化」よりも、老人保険制度から介護保険に移行し、高齢者医療費を抑制することが目的で、さらに後期高齢者医療制度の導入によって高齢者の医療費の抑制が進められています。この傾向はますます進められることが予想されます。

#### (3) 介護保険料の引き上げ

介護保険はサービス利用が増えれば増えるほど、保険料の引き上げにつながるようになっていきます。このような社会保険方式を維持するためにはある程度の保険料の引き上げは不可欠です。しかしこれは低年金の高齢者を直撃するものです。

## 年金と貧困・格差対策について

### (1) 最低保障年金導入の撤回

民主党マニフェストの目玉であった「最低保障年金」も「議論や環境整備を進めた上でとされ、導入は事実上の撤回となりました。短時間労働者への社会保険適用拡大も実施時期を半年引き延ばした上に、「適用範囲をさらに拡大する」という規定が「検討し、必要な措置を講じる」に改まりました。これはつまりやらないということです。

### (2) 年金給付水準の引き下げ

老齢年金も「もらい過ぎ」との認識で引き下げの法案が継続審議になっています。さらに「マクロ経済スライド」の適用を現在のデフレ経済下でも発動できるようにし、毎年のように年金給付を減額しようとしています。また「逃げ水年金」といわれる年金給付年齢の引き上げがでてくるかもしれません。こうなったら生き続けることが最良の対抗策といえるかもしれません。

### (3) 貧困・格差対策

生活保護の見直しが言われています。確かに受給者数は制度開始以来最大となっていますが、保護率からいえば1.6%に過ぎず、1951年当時の2.4%よりはるかに少ない数字です。日本の生活保護の問題はその点ではなく、必要な方が生活保護を受けていないことが重要で、むしろ生活保護の適用拡大が必要です。

## 税制改革と消費税増税

### ・消費税の社会保障目的税化とその問題点

#### (1) 打ち出された消費税の社会保障目的税化

今回の消費税法案では高齢者と子育て支援の財源とする目的税となりました。結果、区分経理が徹底されるため社会保障経費の増大には消費税率引き上げしかなくなりました。それができない場合には社会保障経費が削減される可能性が高くなります。

#### (2) 社会保障費抑制の手段としての消費税増税

つまり消費税の目的税化自体が、社会保障費削

減のための罫ではないか、との指摘があります。財務省と厚生労働省の「戦略的互惠関係」といわれるゆえんです。消費税を目的税化している国など世界には存在しません。

### ・消費税そのものの問題点

消費税は低所得者層ほど負担が重い税であることは自明ですが、国税滞納額の53%を占めるなど、納付義務が事業主にあるため、価格に転換できない中小企業にとっても負担の重い税です。また派遣の人材なら「経費」として消費税から差し引くことができるので、雇用破壊税であるともいえます。

### ・先行実施された法人税減税

一方法人税は一足先に引き下げられました。これまでの法人税は日本はアメリカと並ぶ40%という高い税率であることが引き下げの根拠ですが、実際の負担は各種の租税特別措置による税負担低下に加えて、社会保険料の事業主負担が諸外国のなかで最低水準のため、ドイツやフランスに比べるとかなり低くなっています。企業アンケートによれば税負担低減は、内部留保と株主配当・役員報酬の増大に使うとあり、このような法人税減税は中止すべきです。

### ・財政破綻を招く消費税増税

消費税減税はさらに消費を冷え込ませ、更なる税収悪化が予想されます。高額所得者・法人の減税によって財政破綻を招きかねません。

## 消費税によらない社会保障制度の拡充と運動の課題・社会保障制度の拡充

### (1) TPPと医療機関の「損税」問題

今回の医療制度改革によって、高齢者医療給付の範囲が縮小され、高齢者医療費が大きく抑制されることとなります。くわえてTPP参加によって、「混合診療」の前面解禁などによって、保険給付の範囲が縮小され、必要な医療が公的保険でカバーされなくなります。TPP参加を阻止するとともに、医療機関の消費税の負担分、いわゆる「損税」もこれまであった手当てが不十分となる可能性があり、これについても還付制度が必要となります。

### (2) 高齢者・障害者総合福祉法の構想と公務労働の拡大

福祉サービスは、全額公費負担で自治体責任で行われるよう、法整備が必要です。また自治体に国が財政支援しつつ、あらたな雇用創出に取り組む必要

